

令和 2 年

第 7 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 2 年 6 月 8 日

前橋市農業委員会

令和2年 第7回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年6月8日 午後1時53分
- ・閉会日時 令和2年6月8日 午後2時47分
- ・開催場所 前橋プラザ元気21 507室

・出席委員（16人）

2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	5番 松島 敏男	6番 大島 俊典
8番 星野 和幸	9番 小堀 清	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆	18番 深町 富士雄
20番 須田 一男	21番 石村 利夫	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘

・欠席委員（8人）

1番 下田 将文	4番 奥野 和子	7番 田島 悦夫	10番 木村 謙
13番 坂庭 常男	17番 萩原 秀治郎	19番 岡田 重雄	22番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄	副参事 片貝 早苗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
主任 坂本 憲昭	主事 小池 雪乃	臨時職員 宮田 厚子	

・付議事件

- （1）議案第33号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- （2）議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （3）議案第35号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（5条）
- （4）議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （5）議案第37号 農業法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

- （1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

本間局長	それでは、全員おそろいになりましたので、これから令和2年第7回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席者でございますが。1番 下田 将文委員、4番 奥野 和子委員、7番 田島 悦夫委員、10番 木村 謙委員、13番 坂庭 常男委員、17番萩原 秀治郎委員、19番 岡田 重雄委員、22番 江原 弘委員の8人の方につきましては、一般の新型コロナウイルス感染症対策により、出席の見合わせをお願いしております。そのほかの欠席者はいらっしゃいません。したがって、在任委員24人中16人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長からご挨拶をお願いいたします。
堀越会長	◇（挨拶）
本間局長	会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりお願いいたします。
議長	《堀越会長、議長に就任》 それでは、令和2年第7回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。2番 市花 宏之委員、3番 矢端 晴美委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第33号・農地法の規定による許可の取消し（3条許可）について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	整理番号1番は、申請人により再検討したい旨の申出がありましたので、保留でお願いします。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議長	◇（意見、質問等なし）
議長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議長	◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、議案第33号・農地法の規定による許可取消し（3条許可）については、整理番号1番を保留とすることに決定いたします。 次に議案第34号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から5番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等の朗読、説明） 整理番号3番は、農地所有適格法人による申請です。 なお、整理番号1番から4番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。また、整理番号5番については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
8番委員	整理番号5番の地役権とは。
小池主事	一定の範囲内で他人の土地を自分の土地のために利用する物権のことです。5番については申請地に排水管を埋設するための地役権です。
24番委員	売買する場合は権利も付いていくのですか。
小池主事	解除しない限り永年です。
9番委員	整理番号1番、2番については、800万円控除に該当するのですか。

小池主事	農地法３条許可では、該当しません。
１１番委員	整理番号４番について、売買単価が非常に安いですが。
議 長	２４番委員いかがですか。
２４番委員	基準の説明はしますが、それぞれの状況に応じて相対で決めることですので。
９番委員	関連してですが、売買価格が低すぎますと、周りの正規の価格が通用しなくなり正規の取引が出来なくなります。これからの問題になるのでは。
議 長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から５番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第３４号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番から５番までを許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第３５号・農地法の規定による許可申請の取下げ（５条許可）申請について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書、地目、面積、取下理由を朗読、説明）
議 長	以上で事務局は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
１８番委員	単名でなくてはだめな理由は。
深澤副主幹	開発の関係で連名ではなく単名での申請が必要であるということです。
議 長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第３５号・農地法の規定による許可申請の取下げ（５条許可）申請については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第３６号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から６番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明）
	整理番号５番は、開発手続未了のため保留案件となります。
	以上、整理番号１番から４番まで及び６番は農地法第４条第６項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号５番を保留とし、整理番号１番から４番まで及び６番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第３６号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号５番を保留とし、整理番号１番から４番まで、６番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第３７号・農地法第５条の規定により許可申請について、整理番号２番は先ほどの審議で取下げが承認されましたので、整理番号１番、３番から２８番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、契約内容を朗読、説明）
	整理番号２番は取下げです。整理番号２７番は、複数市町村にまたがるため、知事処分となります。

整理番号13番、14番は開発手続未了のため保留案件となります。

以上整理番号1番、3番から12番、15番から28番までは、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。なお、整理番号27番については、複数市町村にまたがる申請のため知事処分となります。許可相当となりましたら、県へ進達します。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

整理番号16番の、今までの転用後の販売状況を教えてください。

深澤副主幹

県内において、14現場、38棟の残りがあるとのことですが、順調に売れているそうです。

18番委員

整理番号28番、一時転用で期限を設けている理由は。

深澤副主幹

除外が難しい案件のため一時転用での申請です。

議長

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号13番、14番を保留とし、整理番号27番については複数市町村にまたがる申請のため、知事処分となりますので許可相当とし、整理番号1番、3番から12番まで及び15番から26番まで及び28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第37号・農地法第5条の規定により許可申請については、整理番号13番、14番を保留とし、整理番号27番については複数市町村にまたがる申請のため、知事処分となりますので許可相当とし、県へ進達し、整理番号1番、3番から12番まで、15番から26番まで及び28番を許可とすることに決定いたします。

次に、協議事項（1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

坂本主任

◇（資料説明）

議長

なお、本件については特別調査班により現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

18番委

協議事項（1）につきましては、現地調査を5月22日20筆実施いたしました。

（特別調査班長）

整理番号1番、篠、雑木に覆われており、非農地と判定しましたが、青地のため農政課の審査後に再度総会で協議いたします。保留です。

整理番号2番、竹で覆われており、前年に南側を非農地と判定しました。状況が同様でありますので非農地と判定しました。

整理番号3番、竹、雑木で覆われ、農地として再生が難しいことから非農地と判定いたしました。

整理番号4番、保安林、山林に囲まれ接道から当該地へ行けず、航空写真にて非農地と判定いたしました。

整理番号5番、山林化しており、周囲も山林、保安林に接し南側に青地もありますが当該地は非農地と判定いたしました。

整理番号6番、ガードレールで入口がありません。接道も確認できず当該地まで行けませんでした。周囲が山林化しており非農地と判定いたしました。

整理番号7番、竹で覆われていましたが荒砥川河川敷に面しているため下流の被害等を考慮して農地と判定いたしました。

整理番号8番、9番、竹で覆われており、非農地と判定いたしました。

整理番号10番、接道がないため現地に行けず。四方山林に囲まれており、非農地と判断

いたしました。

整理番号１１番、１２番、桑の大木、篠で覆われて山林化しており、道路を挟んで非農地と判定した経緯から当該地も非農地と判定いたしました。

整理番号１３番から１５番まで、篠、雑木に覆われ雑種地（沼等）、山林に囲まれていることから非農地と判定いたしました。

整理番号１６番、当該地は昔の道が続き、現地までの道のりが厳しく確認できませんでした。西側に鳴沢川が接しているため農地として判定いたしました。

整理番号１７番、植林した杉の大木で３方が山林に接していますので非農地と判定いたしました。

整理番号１８番、山林（孟宗竹）が整然と管理しており、農地と判定いたしました。

整理番号１９番、竹、雑木で覆われ山林化し、周囲の山林と同様であるため、非農地と判定いたしました。

整理番号２０番、急斜面地で桜等雑多な木で覆われており、非農地と判定いたしました。

議 長

以上で事務局の説明及び特別調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項（１）遊休農地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号１番を保留とし、整理番号７番、１６番及び１８番を農地とし、２番から６番まで、８番から１５番まで、１７番、１９番及び２０番を非農地とすることに承認の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（１）遊休農地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号１番を保留とし、整理番号７番、１６番及び１８番を農地とし、２番から６番まで、８番から１５番まで、１７番、１９番及び２０番を非農地とすることに承認することに決定いたします。

次に、１８ページから２７ページまで報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

（１）法第４条の届出書の受理状況	４件
（２）法第５条の届出書の受理状況	１５件
（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	１０件
（４）現況証明交付状況	１件

報告事項（５）は、５月総会において許可とした法第５条の農地転用１件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後２時４７分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月8日

議 長

署名人

署名人